

新しい総合事業の訪問型サービス

サービス種別	①現行の介護予防介護訪問に相当するサービス	②緩和した基準によるサービス (訪問型サービスA)	
実施方法	事業者指定	事業者指定	委託
対象者となるケースの考え方	○身体介助が必要であるケース ○認知症で多様なサービスの利用が難しいケース (主治医意見書等にて認知症を確認)	○左記以外で専門職のサービスが必要とされるケース ※状態等踏まえながら、住民主体によるサービスの利用を促進	○シルバー人材センターによる生活支援サービスを希望するケース
各サービス利用者の見込	10%	80%	10%
介護報酬	・予防給付と同様 ・国保連経由で審査・支払	・基本報酬は予防給付の8割、加算なし ・国保連経由で審査・支払	委託料の支払
利用者の負担割合	1割。一定以上の所得がある人は2割。	1割。一定以上の所得がある人は2割。	1回100円
限度額管理	・限度額管理の対象。国保連で管理 ・チェックリスト該当者は要支援1の限度額とする	・限度額管理の対象。国保連で管理 ・チェックリスト該当者は要支援1の限度額とする	なし
指定申請	・平成27年3月31日に介護予防訪問介護の指定を受けている事業所は、総合事業の「現行相当」の指定を受けたものとみなされるため、手続き不要(みなし指定)。 ・みなし指定の有効期限:平成30年3月31日(更新する場合は、市に指定申請が必要)	・市に指定申請が必要 ・「介護」「介護予防」「総合事業の現行相当」「総合事業の緩和した基準」の4つの指定を同時に受けることも可能。	委託契約
指定基準	予防給付の基準を準用	人員等を緩和した基準	
人員	・管理者※1 常勤・専従1以上 ・訪問介護員等 常勤換算2.5以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修修了者】 ・サービス提供責任者※2 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 【資格要件:介護福祉士、実務研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修修了者】 ※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事行書等の職務に従事可能。 ※2 一部非常勤職員も可能	・管理者※ 専従1以上 ・従事者 必要数 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修修了者】 ・訪問事業責任者 従事者のうち必要数 【資格要件:従事者に同じ】 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。	・従事者 必要数
設備	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品	・事業の運営に必要な広さを有する区画 ・必要な設備・備品
運営	・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 (現行基準と同様)	・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等	・従業者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持 ・事故発生時の対応